

**業務及び財産の状況に関する説明書**

**【平成 30 年 12 月期】**

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

**グッゲンハイム パートナーズ株式会社**

## 目次

### I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号
2. 登録年月日（登録番号）
3. 沿革及び経営の組織
  - (1) 会社の沿革
  - (2) 経営の組織
4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合
5. 資本金の額
6. 役員の氏名又は名称
7. 政令で定める使用人の氏名
  - (1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名
  - (2) 投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名
8. 業務の種別
9. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
10. 他に行っている事業の種類
11. 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称
12. 加入する金融商品取引業協会の名称
13. 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
14. 金融商品取引業等に関する内閣府令第 7 条第 3 号イ、第 3 号の 2 イ及び第 4 号から第 9 号までに掲げる事項
15. 加入する投資者保護基金の名称
16. 金融商品取引法第三十七条の七第一項第一号 ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要
2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標
  - (1) 経営成績等の推移
  - (2) 株券の売買高
  - (3) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
  - (4) その他業務の状況
  - (5) 各事業年度終了の日における自己資本規制比率
  - (6) 使用人の総数及び外務員の総数

### III. 直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

1. 経理の状況
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) 株主資本等変動計算書

(4) 注記事項

2. 各事業年度終了の日における事項

- (1) 借入金の主要な借入先及び借入金額
- (2) 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益
- (3) デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

IV. 当社の管理の状況に関する事項

1. 内部管理の状況の概要

- (1) 内部管理体制
- (2) 顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法
- (3) 内部監査体制

2. 法第四十三条の二 から第四十三条の三 までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

V. 子会社等の状況に関する事項

# GUGGENHEIM

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号 グッゲンハイム パートナーズ株式会社

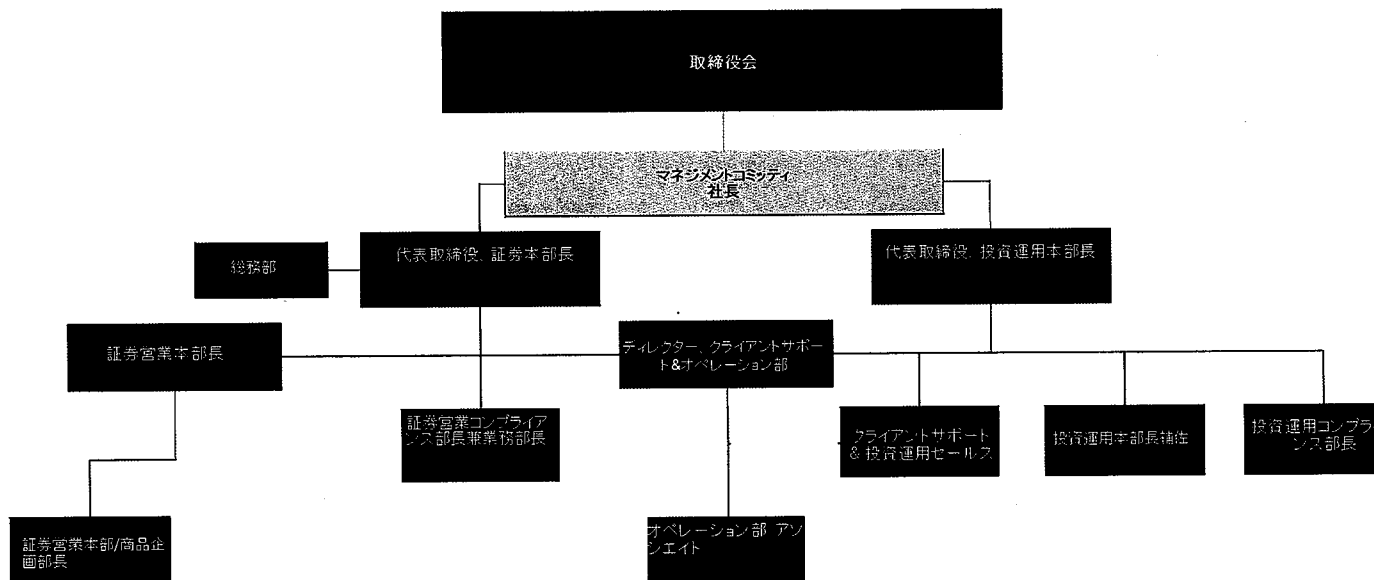
2. 登録年月日（登録番号） 平成 27 年 2 月 16 日（関東財務局長（金商）第 2822 号）

### 3. 沿革及び経営の組織

#### (1) 会社の沿革

年月	沿革
平成 26 年 6 月	会社設立
平成 26 年 9 月	資本金を 2 億 1 千万円（資本の額合計 4 億 1 千万円）に増資
平成 27 年 2 月	金融商品取引業者として登録
平成 27 年 3 月	日本証券業協会へ加入
平成 28 年 1 月	一般社団法人 日本投資顧問業協会へ加入
平成 30 年 11 月	資本金を 2 億 27 百万円（資本の額合計 4 億 44 百万円）に増資

#### (2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数 (株)	割合 (%)

# GUGGENHEIM

ジーページエイエル・ホールドコ・エルエルシー	8,880	100.00
------------------------	-------	--------

## 5. 資本金の額

2億27百万円（平成30年12月31日現在）

## 6. 役員の氏名又は名称

（平成30年12月31日現在）

氏名又は名称	役職名
酒井 重人	代表取締役社長
デービッド・シー・ビーマン	代表取締役
ダスタン・アール・パイア	代表取締役
ケビン・ロビンソン	取締役
ビー・スコット・マイナード	取締役
田村 達也	監査役

## 7. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

（平成30年12月31日現在）

氏名	役職名
浅野 秀樹	証券営業コンプライアンス部長
山本 明	投資運用コンプライアンス部長

- (2) 投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名

該当ありません。

## 8. 業務の種別

第一種金融商品取引業  
第二種金融商品取引業  
投資助言・代理業

## 9. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本店	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア ウエストタワー13階

## 10. 他に行っている事業の種類

該当ありません。

### 11. 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

### 12. 加入する金融商品取引業協会の名称

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

### 13. 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

### 14. 金融商品取引業等に関する内閣府令第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項

当社は、有価証券関連業を行います。

### 15. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

### 16. 金融商品取引法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める業

## 務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第一種金融商品取引業	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) と手続実施基本契約を締結する措置
第二種金融商品取引業	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) に個別利用登録をして利用する措置
投資助言・代理業	一般社団法人日本投資顧問業協会 (特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) に業務委託) を利用する措置

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当期においては、引き続き投資運用業者及び投資家向け営業を行いました。

営業収益については、その他の受入手数料 720 百万円を計上しました。

販売費・一般管理費が 670 百万円となったことから、営業利益は 50 百万円となりました。

また、営業外収益は 0 百万円となり、営業外費用の該当がなかったため、経常利益は 50 百万円となり、特別利益の該当がなく、特別損失の該当がなかったため、税引前当期純利益は 50 百万円となりました。法人税等を 29 百万円計上したことから、当期純利益は 21 百万円となりました。

### 2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標

#### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 29 年 12 月期	平成 30 年 12 月期
資本金の額	210	227
発行済株式総数	8,200 株	8,880 株
営業収益	505	720
受入手数料	505	720
内、その他の受入手数料	505	720
トレーディング損益*	0	0
営業利益	34	50
経常収益	34	50
当期純利益	15	21

\* 損益計算書の科目のトレーディング損益をいい、その他の自己取引に係る損益を含みます。

#### (2) 株券の売買高

該当する事項はありません。

(3) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高

該当する事項はありません。

#### (4) その他業務の状況

該当する事項はありません。

#### (5) 各事業年度終了の日における自己資本規制比率

(単位：千円)

	平成 29 年 12 月期	平成 30 年 12 月期



# GUGGENHEIM

基本的項目 (A)		438,456	493,510
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等	0	0
	金融商品取引責任準 備金等	0	0
	一般貸倒引当金	0	0
	長期劣後債務	0	0
	短期劣後債務	0	0
	計 (B)	0	0
控除資産 (C)		115,035	101,925
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C) (D)		323,420	391,584
リス ク相 当額	市場リスク相当額	0	0
	取引先リスク相当額	105	155
	基礎的リスク相当額	108,457	155,410
	計 (E)	108,562	155,566
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		297.9%	251.7%

## (6) 使用人の総数及び外務員の総数

	平成 29 年 12 月期	平成 30 年 12 月期
使用人の総数	6	9
外務員の総数	7	8

## III. 直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 経理の状況

#### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成29年 12月31日 現在	平成30 年12月31 日現在	科 目	平成29年 12月31日 現在	平成30 年12月31 日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金・預金	479,844	687,603	トレーディング商品	0	0
預託金	0	0	商品有価証券等	0	0
顧客分別金信託	0	0	デリバティブ取引	0	0
金融商品取引責任 準備預託金	0	0	約定見返勘定	0	0
その他の預託金	0	0	信用取引負債	0	0
トレーディング商品	0	0	信用取引借入金	0	0
商品有価証券等	0	0	信用取引貸証券受入金	0	0
デリバティブ取引	0	0	有価証券担保借入金	0	0
約定見返勘定	0	0	有価証券貸借取引受入金	0	0
信用取引資産	0	0	現先取引借入金	0	0
信用取引貸付金	0	0	預り金	0	0
信用取引借証券担保金	0	0	顧客からの預り金	0	0
有価証券担保貸付金	0	0	募集等受入金	0	0
借入有価証券担保金	0	0	その他の預り金	0	0
現先取引貸付金	0	0	受入保証金	0	0
立替金	0	0	発行日取引受入保証金	0	0
顧客への立替金	0	0	信用取引受入保証金	0	0
その他の立替金	0	0	先物取引受入証拠金	0	0
募集等払込金	0	0	有価証券引渡票受入金	0	0
短期差入保証金	0	0	その他の受入保証金	0	0
発行日取引差入証拠金	0	0	有価証券等受入未了勘定	0	0
信用取引差入保証金	0	0	受取差金勘定	0	0
先物取引差入証拠金	0	0	短期借入金	0	0
有価証券引渡票支払金	0	0	前受金	0	0
その他の差入保証金	0	0	前受収益	0	0
有価証券等引渡未了勘定	0	0	未払金	158,085	282,389
支払差金勘定	0	0	未払費用	0	0
短期貸付金	0	0	未払法人税等	7,429	24,064
前払金	0	0	繰延税金負債	0	0

# GUGGENHEIM

前払費用	6,126	5,542	賞与引当金	0	0
未収入金	2,106	3,111	その他の流動負債	217	129
未収収益	0	0	流動負債計	165,733	306,583
繰延税金資産	1,003	1,546	固定負債		
その他の流動資産	6,199	5,907	長期借入金	0	0
貸倒引当金	△0	△0	繰延税金負債	0	0
流動資産計	495,280	703,710	退職給付引当金	0	0
固定資産			その他の固定負債	0	0
有形固定資産	66,156	53,870	固定負債計	0	0
建物	32,676	30,169	引当金		
器具備品	33,480	23,700	金融商品取引責任準備金	0	0
土地	0	0	・・・・・・・・		
・・・・・・・・			引当金計	0	0
無形固定資産	0	0	負債合計	165,733	306,583
のれん	0	0	(純資産の部)		
・・・・・・・・			株主資本	438,456	493,510
投資その他の資産	42,752	42,512	資本金	210,000	227,000
投資有価証券	0	0	新株式申込証拠金	0	0
出資金	0	0	資本剰余金	200,000	217,000
長期貸付金	0	0	資本準備金	200,000	217,000
長期差入保証金	42,216	42,216	その他資本剰余金	0	0
長期前払費用	536	296	利益剰余金	28,456	49,510
前払年金費用	0	0	利益準備金	0	0
繰延税金資産	0	0	その他利益剰余金	28,456	49,510
その他	0	0	積立金	0	0
貸倒引当金	△0	△0	繰越利益剰余金	28,456	49,510
固定資産計	108,909	96,383	自己株式	△0	△0
繰延資産			自己株式申込証拠金	0	0
創立費	0	0	評価・換算差額等	0	0
・・・・・・・・			その他有価証券評価差額金	0	0
繰延資産計	0	0	繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	0	0
			新株予約権	0	0
			純資産合計	438,456	493,510
資産合計	604,190	800,094	負債・純資産合計	604,190	800,094

## 2) 損益計算書

科 目	平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで		平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	
	千円	千円	千円	千円
営 業 収 益				
受 入 手 数 料		505,391		720,342
委 託 手 数 料	0		0	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	0		0	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0		0	
そ の 他 の 受 入 手 数 料	505,391		720,342	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		0		0
株 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	0		0	
債 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	0		0	
そ の 他 の ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	0		0	
金 融 収 益		0		0
営 業 収 益 計		505,391		720,342
金 融 費 用		0		0
純 営 業 収 益		505,391		720,342
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		470,746		670,034
取 引 関 係 費	32,850		32,150	
人 件 費	260,843		382,267	
不 動 産 関 係 費	44,116		44,917	
事 務 費	107,192		187,161	
減 価 償 却 費	12,141		12,601	
租 税 公 課	5,838		5,451	
貸 倒 引 当 金 繰 入 れ	0		0	
そ の 他	7,764		5,485	
営 業 利 益 ( 又 は 営 業 損 失 )		34,644		50,307
営 業 外 収 益		242		141
営 業 外 費 用		0		0
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )		34,887		50,449
特 別 利 益				
臨 時 利 益	0		0	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	0		0	
・	0		0	
・				
特 別 利 益 計		0		0
特 別 損 失				
有 価 証 券 評 価 減 失	0		0	
臨 時 損 失	2,024		0	

# GUGGENHEIM

金融商品取引責任準備金繰入れ	0		0
・	0		0
特別損失計		2,024	0
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		32,863	50,449
法人税、住民税及び事業税		16,110	29,938
法人税等調整額		757	△542
当期純利益（又は当期純損失）		15,994	21,053

## (3) 株主資本等変動計算書

平成 29 年 12 月期 (平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	210,000	200,000	0	200,000	0	12,462	12,462	422,462	422,462
当期変動額									
新株の発行									
剰余金の配当									
当期純利益						15,994	15,994	15,994	15,994
自己株式の処分									
.....									
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計						15,994	15,994	15,994	15,994
当期末残高	210,000	200,000	0	200,000	0	28,456	28,456	438,456	438,456

平成 30 年 12 月期 (平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		

			金						
当期首残高	210,000	200,000	0	200,000	0	28,456	28,456	438,456	438,456
当期変動額									
新株の発行	17,000	17,000		17,000				34,000	34,000
剰余金の配当									
当期純利益						21,053	21,053	21,053	21,053
自己株式の処分									
.....									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	17,000	17,000		17,000		21,053	21,053	55,053	55,053
当期末残高	227,000	217,000	0	217,000	0	49,510	49,510	493,510	493,510

#### (4) 注記事項

##### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産

定額法により実施しております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

工具器具及び備品 4年～10年

##### (2) 投資その他の資産

長期前払費用については均等償却によっております。

#### 2. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

##### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

建物 9,830 千円

器具・備品	37,186 千円
計	47,016 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	267,203 千円
--------	------------

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業収益	712,001 千円
------	------------

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数 8,880 口

【一口当たり情報に関する注記】

一口当たり純資産額	55,575 円 52 銭
一口当たり当期純利益金額	2,534 円 71 銭

2. 各事業年度終了の日における事項

(1) 借入金の主要な借入先及び借入金額

当社には、借入金はありません。

(2) 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

当社には、保有する有価証券はありません。

(3) デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

当社は、デリバティブ取引を行っていません。



## IV. 当社の管理の状況に関する事項

### 1. 内部管理の状況の概要

#### (1) 内部管理体制

金融商品取引業者には、市場仲介者としての高い公共性が求められていることを鑑み、グッゲンハイム・パートナーズ・グループでは、法令・諸規則のみならず高い倫理規範に基づき業務を行うことを行動することを誓約し、全ての役職員が各々この誓約に従い行動することを確保するため、グループ共通 行動規範を定めております。当社においては、当社自身又は当社が業務を行う際に適用されるすべての法令・諸規則の遵守することをポリシーとして明確にしております。すなわち、各職員の責務に係るすべての法令・諸規則の遵守は、各職員の個人としての責務であり、すべての法令・諸規則に従い、行動する必要があること、法令・諸規則に従わない職員は、グッゲンハイム・グループにおける役職、職階、雇用関係の範囲を超えて行動するものであることを明確にし、法令・諸規則の遵守のみならず、各職員は、職責の履行にあたって高い倫理規範を遵守することを求めています。

法令遵守態勢の整備は、当社にとってクリティカルな経営課題であることを認識し、法令遵守リスクの管理に係る事項は取締役会の決議事項とし、法令違反は報告事項としております。当社においては、定期的な研修を通じ、ルール of 遵守を確保・増進いたします。なお、当社は、新規業務に、関連する法令諸規則の遵守態勢が事前に整備することなく、携わることはありません。

当社は、下記の点に注力することにより、内部管理体制を常に改善するよう努力いたします。

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付けること。
- ② 実践計画や行動規範を定期的に評価すること。
- ③ コンプライアンス関連の情報が、営業を行う部門、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制を確保すること。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めること。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めること。
- ⑤ 当社の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、法務 コンプライアンス本部長（金商法施行令第 15 条の 4 第 1 号に規定する者をいう。）の機能が十分に発揮される態勢を確保し、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップを行うこと。

## (2) 顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法

当社における一般顧客からの照会窓口は、当社のコンプライアンス全般を統括する証券営業コンプライアンス部（証券営業コンプライアンス部長 浅野 秀樹）及び投資運用コンプライアンス部（投資運用コンプライアンス部長 山本 明）です（以下「コンプライアンス部」と呼びます）。当社における苦情・トラブル処理は、当社社内規程「苦情・紛争処理規程」の定めるところにより、関係部署が連携して、問題とされる事実と当社における責任を明確にし、顧客の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。具体的には、顧客からの苦情等の申出は、コンプライアンス部のほか、各営業単位の所属長又は所属長が指名する者において受け付けます。

各営業単位の所属長は、顧客から苦情等の申出を受けた場合、遅滞なくコンプライアンス部に報告しなければなりません。コンプライアンス部は、速やかに各営業単位の所属長等と協力して苦情等の解決に努め適切な処置を講じなければなりません。コンプライアンス部は、苦情等の発生、処理状況、対策等について適宜当社取締役会に報告するものとします。コンプライアンス部は、苦情、紛争の性質及び内容に応じ処理にあたるべき者を指名でき、その者は、紛争調査の進捗状況、経緯、結果、紛争発生後とった処置及び今後の処理、意見等を適宜、コンプライアンス部に報告しなければなりません。

苦情等対応を統括するコンプライアンス部は、少なくとも紛争の報告に基づき次の事項を調査し、原因及び責任の所在を明確にしなければなりません。

- ① 関係者
- ② 経緯
- ③ 紛争の性質及び内容（紛争の性質、紛争金額）
- ④ 損害又は賠償額（会社が負担すべき金額、見積り、社内処理の方法）
- ⑤ 求償又は回収見込み（求償相手方、方法等）

当社は、関係する顧客から提供された全ての情報を考慮し、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てる。なお、反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。

当社は、関係する顧客に適切に連絡することにより、それぞれの苦情に速やかに対応いたします。必要に応じ、第三者紛争処理機関に苦情の対応を支援してもらえよう、依頼する場合があります。

## (3) 内部監査体制

当社においては、あらかじめ策定したグループのリスク・ベース・アプローチに基づく監査方針に基づき、コンプライアンス部が、当社及びリンクス・ホールディングス、LLCの実質的親会社であるグッゲンハイム・キャピタル、LLCの内部監査部（グッゲンハイム グループにおける、内部監査を担当する部門、「IAD」）と連携し、内部監査を行います。

以下は内部監査部（IAD）に関する簡単な説明です。

内部監査部（IAD）は、グッゲンハイム・キャピタル LLC 及びその事業部門、職能及び事業体（総称して「会社」という）のリスク管理及び制御プロセスの妥当性及び有効性を評価することを目的とした客観的保証およびコンサルティング業務を行う独立部署である。最高内部監査責任者（Chief Internal Auditor）は、会社の監査委員会委員長に報告する義務を負う。IAD は、監査委員会が承認し、その権限と範囲を定めた IAD 基本規則に従って、活動を実施する。監査委員会は、IAD の適格性、独立性及び業績に対して責任を負う。監査委員会の基本原則に関しては、監査委員会は最高内部監査責任者の任命や解任の検証と承認を行い、毎年 IAD の基本原則を見直し承認し、また会社の年間内部監査計画（「監査計画」）を見直し承認する。監査計画の見直しにおいて、監査委員会は IAD の責任および人員配置について協議し、また適切な場合は、計画の変更を勧告する。監査委員会は適宜、内部監査及び調査の結果を見直し、IAD の作成した重要な経営の報告書及び経営の回答及び関連決議事項の現状を含め、関連する重要な内部管理上の諸課題を最高内部監査責任者及び会社の首脳陣と協議する。

IAD の監査計画は、定期監査の対象となる事業部門、職能、グループまたは事業体（それぞれを「監査可能エリア」という）の特定を必要とする。監査計画は、業界標準に基づき、固有のリスク評価を各監査エリアに割り当て、その後残存リスクを導き出すための統制環境評価を重ねるリスク評価方法を適用した最良の方法で実施される。その後、監査エリアの母集団について、監査計画を導き出すために序列付けしなければならない。IAD はその活動について内部監査人協会（Institute of Internal Auditors）の「倫理綱領」及び「内部監査の専門職的实施の基本原則」（Core Principles for the Professional Practice of Internal Auditing）に準拠して行動する。IAD の業務は同協会の定める「内部監査の専門職的实施の国際基準」（International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing）を指針として実施する。

各監査の結果については、監査レポートにまとめ、監査可能エリアの首脳陣、グッゲンハイム・キャピタル LLC 上級首脳陣、および 監査委員会に妥当な範囲で共有する。IAD は当社の監査を 2018 年初めに実施し、監査レポートを 2018 年 7 月 19 日に発行した。監査レポートには、エグゼクティブサマリーと、具体的な問題や調査結果、および問題解決に関する活動計画も取り上げられている。各活動計画には、活動の責任者、その上司、および期限を規定している。全ての活動計画は IAD が正式にトラッキングし、首脳陣および監査委員

会宛での、結果に関する様々なレポートが作成される。

2. 法第四十三条の二 から第四十三条の三 までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況  
該当事項はありません。

V. 子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。